

行政提案型協働事業制度調査結果について

- 1 対象 神奈川県内全 18 市及び川崎市の行政区 7 区（うち、制度有りは 15 市 5 区）
- 2 時期 平成 26 年 4 月
- 3 内容 行政提案型協働事業の制度の有無とその内容について、表形式での調査を行った。
- 4 結果の概要

論点	特徴	該当する市・区	上段：メリット／下段：デメリット				
制度の実施スケジュール	同一年度内にテーマ決定から審査までを行い、翌年度の 4 月から事業を実施している <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>テーマ</td> <td>募集</td> <td>審査</td> <td>事業</td> </tr> </table>	テーマ	募集	審査	事業	横浜市・川崎市中原区 川崎市高津区・相模原市 茅ヶ崎市・逗子市・横須賀市 厚木市・座間市・綾瀬市	4 月から事業を開始できる 予算の確定が 3 月となる上、議会で否決される可能性もある
	テーマ	募集	審査	事業			
	テーマ決定後、翌年度に提案団体募集や審査を行い、翌々年度の 4 月から事業を実施している <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>テーマ</td> <td>募集</td> <td>審査</td> <td>事業</td> </tr> </table>	テーマ	募集	審査	事業	平塚市・鎌倉市・大和市	4 月から事業を開始できる 募集をしてから事業実施までに時間がかかる
テーマ	募集	審査	事業				
テーマ決定後、翌年度に提案団体募集や審査を行い、年度途中から事業を実施している <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>テーマ</td> <td>募集</td> <td>審査</td> <td>事業</td> </tr> </table>	テーマ	募集	審査	事業	川崎市川崎区・川崎市幸区 横須賀市・藤沢市 南足柄市(予定)・小田原市	募集をしてから事業実施までの期間を短縮できる 事業実施期間が年度途中から 3 月までと短い	
テーマ	募集	審査	事業				
事業テーマの出し方	各課(庁内の会議体も含む)に対して <u>庁内照会</u> を行う ※事業の詳細まで決める市・区と、大まかなテーマのみを決める市・区がある	川崎市高津区・相模原市 横須賀市・平塚市・鎌倉市 藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市 厚木市・大和市・座間市 南足柄市(予定)・綾瀬市 小田原市	直接、所管課からテーマを出されるので、事業への所管課の積極的な関わりが期待できる 新たにテーマを出そうと考える課が少ない(職員の意識)				
	<u>外部の会議体</u> で審議する ※事業の大まかなテーマのみを決める	横浜市・川崎市中原区 川崎市川崎区・川崎市幸区	客観的なテーマを出すことができる 直接出したテーマではないので、所管課がやらされ感を感じる可能性がある				

○制度の良い点として挙げた主な意見

- ・行政がなかなか着手できない事業に取り組むことができる
- ・行政が特定の団体と協定等を締結することについて、公平性を担保できる

○課題として挙げた主な意見

- ・新たにこの制度を使いたいという課が少ない
- ・市民活動団体からの提案件数が少ない